

令和5年5月2日

津幡町立津幡南中学校

保護者の皆様

津幡町教育委員会

津幡町立津幡南中学校

校長 永井隆和

(公印省略)

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃より、津幡町の学校教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することが決まりました。

このことを受け、学校における対応につきましても下記のとおり変更いたしますので、ご確認ください。

なお、今後感染が流行した場合には、一時的に従前の対応をお願いすることもありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

記

①発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理せず、自宅で休養するようお願いします。(なお、自宅で休養した生徒は欠席となります。)

※ただし、医療機関の受診を受けコロナ感染症と診断された場合、出席停止扱いとなります。

毎朝の体温測定記録等のチェック表の提出の取組は不要とします。

②コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

また、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用等により感染拡大防止の配慮をするようお願いします。

③同居家族等の感染が確認された場合や、児童生徒が感染者と接触した場合であっても、直ちに出席停止とはなりません。(学校への連絡は不要とします。)

※ただし、生徒本人が新型コロナウイルスに感染した場合は、速やかに学校へ連絡をお願いします。(TEL 288-7420)

④基本的な感染症対策として、健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生は引き続き徹底します。(学校教育活動においては、マスクの着用は求めないことを基本とします。)

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルスへの対応について (令和5年5月8日以降)

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においては、学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、学校において、日々の感染状況に応じた感染症対策を講じていくことが重要となります。

つきましては、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」をしっかりと理解し、それに従い適切に対応してください。

2. 5類感染症への移行後の学校における主な対応

◆ 平時から求められる感染症対策（マスクについては、着用を求めることが基本）

健康観察	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発熱や咽頭痛、咳等の<u>普段と異なる症状</u>がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう周知・呼びかけ（自宅で休養した児童生徒等は欠席扱い） ✓ 児童生徒等の健康状態を継続的に把握（体温を毎日チェックさせ、学校に提出させるといった取組は不要）
換気の確保	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに、2方向の窓を同時に開けて換気 ✓ 十分な換気が確保できない場合には、<u>サーキュレーター</u>や<u>空気清浄機</u>等の導入など、<u>換気のための補完的な措置</u>を検討
手洗い等の手指衛生	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外から教室に入る時やトイレの後など、流水とせっけんでのこまめな手洗いを指導
清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保つことが重要 ✓ 清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要

◆ 感染流行時における感染症対策

マスクの着用	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 教職員が着用する又は児童生徒等に着用を促すことも可能（ただし、その場合にも、着用を強いることがないようにすること）
身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況を踏まえた上で、児童生徒等の間隔を可能な範囲でとること
活動場面ごとのにおける感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各教科等で、「<u>感染リスクが比較的高い学習活動</u>」に当たっては、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるほか、儀式的行事等の学校行事や部活動等においても、<u>活動場面に応じた対策</u>を講じること

◆ 感染状況に応じて、機動的に講ずべき措置

出席停止	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童生徒等の感染が判明した場合には、出席停止の措置を講じるほか、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や感染するおそれのある場合にも、<u>校長の判断</u>により出席停止の措置を講じることができる。その際、学びの機会を確保するなど、<u>学びの保障の観点</u>に留意 ✓ <u>合理的な理由</u>により、感染不安で休ませたいとの相談のあった者等については、引き続き「<u>校長が出席しなくてもよいと認めた日</u>」として扱うことを許容 ✓ 出席停止期間の基準は、<u>発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</u>
臨時休業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 臨時休業の判断に当たっては、学校内での感染拡大のおそれ等を勘案した上で、学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲・期間で機動的に対応すること